



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和5年6月1日～令和5年9月9日】

令和5年
6月号

夏季死亡災害ゼロ101日運動がはじまります

令和5年6月1日から「夏季死亡災害ゼロ101日運動」がはじまります。この運動は、**労働者の生命を守る重要な活動**と位置付けているもので、実施者は各事業場とし、皆様に活発な取り組みをお願いしているものです。各事業場においては、**安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと労働災害の防止への取り組み**をお願いします。

令和5年度は以下の5つの事項を重点事項としております。



1 墜落災害をなくそう！

〈最も多く死亡災害が発生している災害です〉



2 熱中症をなくそう！

〈STOP！熱中症 クールワークキャンペーンが展開中です〉※5月1日～9月30日まで



3 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械、車両系木材伐出機械、移動式クレーンによる災害をなくそう！

〈死亡労働災害や長期休業を伴う重篤な労働災害が発生しています〉



4 加工機械、コンベアへのはさまれ・巻き込まれ災害をなくそう！



5 交通労働災害をなくそう！

〈墜落災害と並んで、最も多く死亡労働災害が発生している災害です〉

詳しい内容は、左記のチラシをご確認ください。当該チラシは、各事業場へ配布しておりますので見やすい箇所へ掲示する等により、労働者全員への周知をお願いします。

また、岩手労働局ホームページ内の「一関監督署からのお知らせ」コーナーへ掲載予定となっております。

岩手労働局ホーム

→ニュース&トピックス

→労働基準監督署コーナー

→一関監督署からのお知らせ



第14次労働災害防止計画がスタートしました

国では、労働災害減少への取り組みを単年度ごとだけではなく、ある程度長いスパンでも見ることとしており、5年を一つの期間として、現状の課題分析、目標設定、実行、評価などを行っています。今回の第14次計画の期間は令和5年度から9年度までとなります。また、今回新しい言葉として「アウトプット指標」と「アウトカム指標」があります。各事業場の皆様には、このアウトプット指標の内容についての取り組みをお願いいたします。

【アウトプット指標】事業者が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標
【アウトカム指標】その指標を達成した結果として期待される成果



【アウトプット指標】(岩手労働局の第14次労働災害防止計画)

(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(イ)高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(ウ)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(エ)業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(オ)労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(カ)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。



一関労働基準監督署

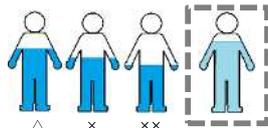
(参考) 熱中症対策について

◆ **暑熱順化について** 「暑熱順化」とは暑さにカラダを慣れさせるという意味です。熱中症はカラダが暑さにまだ慣れていない暑くなり始めに最も多くの方が発症しています。暑くなり始めは、普段どおりに連続作業をするのではなく、休憩しながら一連続作業を少しずつ長くするようにしてみましょう。

◆ 脱水とは、カラダから水と電解質(塩分など)を失うこと

◆ **食事も大事** 昨年のある地域での全国安全週間準備研修会では飲料メーカー様からの講演がありました。飲料水の摂取はもちろんのこと、“食事も大事”というお話がありました。

◆ **質の良い水分摂取を** よく、ミネラルウォーター、お茶、コーヒーを補給する人が多くみられますが、これらには塩分・カリウムがあまり含まれていませんので注意が必要です。(塩飴や塩と一緒に補給すれば効果が見込めるでしょう。)



← 水分だけを摂取すると、水分量は増えますが、濃度が薄いカラダになり、危険です。

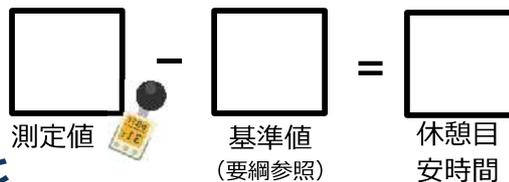
◆ 摂取方法 (頻度・量など)

- ① 「0.1～0.2%の食塩水」または「ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液」などを、
- ② 20～30分ごとに、
- ③ カップ1～2杯程度



この用量で補給することが望ましいようです(研修会での医師説明より)。喉が渇いてからではなく、こまめに補給して蓄え続けるというイメージが大切です。ご参考にしてください。

◆ 休憩時間目安について



休憩時間の目安として、キャンペーン実施要綱の中では次のように示されていますのでご参考にしてください。

熱順化した作業員において、WBGT基準値から

- ・ 1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上休憩
- ・ 2℃程度超過しているときには1時間当たり30分以上休憩
- ・ 3℃程度超過しているときには1時間当たり45分以上休憩
- ・ それ以上超過しているときには作業中止

が望ましい。

熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

注) WBGT基準値は実施要綱をご確認ください。

差が大きい場合には、服装や設備対策(簡易な屋根の設置など)で、超過幅の縮小を考えましょう。



労働災害発生状況 (令和5年分(令和5年4月末現在))

- ◆ 令和5年4月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は72人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+28人(+63.8%)となっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が24人で全体の33%を占めており、次いで「その他」17人、「墜落・転落」9人、「崩壊・倒壊」5人、「飛来・落下」と「はさまれ・巻き込まれ」が各4人などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が15人と最多で、次いで運輸業が13人、建設業と保健衛生業が各11人、接客娯楽業が8人、商業が7人などとなっています。

労働災害事例

《運輸業》 ○事故の型：墜落・転落 ○40代男性(経験年数2年) ○休業見込み：3ヶ月
トラックの荷台上で、荷物の積込中に、荷物を持ち上げた際に足元を滑らせ、荷台から墜落し、荷台の角におでこを強打したと思われる。(脳挫傷、外傷性脳内血腫)

《建設業》 ○事故の型：はさまれ 巻き込まれ ○50代男性(経験年数4年) ○休業見込み：3ヶ月
住宅舗装工事で、ローラーが転圧移動しているところを避けようとしたが避けきれず、右足を轢かれた。(足指5本骨折)

全国安全週間の準備をお願いします

今年で96回目となる全国安全週間(7月1日～7月7日)は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられています。

近年は、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく背景を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。以上を踏まえ、今年度のスローガンは、「**高まる意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」となりました。

全国安全週間は7月1日～7月7日ですが、6月はその準備期間となっています。各事業場においては、以下の事項の取り組みをお願いします。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の刑事、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施